

インターネットの便利な使い方（情報宅配便、電子申請）

情報宅配便

行政や地域の情報、防災などの緊急情報を電子メールで不定期に配信しています。携帯電話かパソコンでご利用いただけます。受信には以下の事前登録が必要です。

※携帯電話で利用する場合は、ドメイン名 town.niseko.hokkaido.jp からのメール受信を許可する設定が必要な場合があります。設定方法は携帯電話に付属の取扱説明書をご覧ください。

○パソコンからの登録

ニセコ町公式ホームページにアクセスしてメールアドレスを入力

<http://www.town.niseko.hokkaido.jp/takuhaibin/>

○携帯電話からの登録

ニセコ町公式ホームページ携帯版にアクセスしてメールアドレスを入力

<http://www.town.niseko.hokkaido.jp/mob/takuhaibin/takuhaibin-m.cfm>



二次元QRコード読取機能付の携帯電話で携帯版のURLを手軽に読み込むことができます。

電子申請

役場への11種類の届出について、平成19年4月からインターネットに接続している自宅や職場のパソコンから電子申請（届出）ができるようになりました。

ご利用方法などは、北海道電子自治体共同システムにアクセスしてご確認ください。

<https://www.harp.lg.jp/>（httpに「s」が付きますのでご注意ください）

電子申請が可能な手続き

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ●付記転出届 | ●児童扶養手当住所等変更届 |
| ●重度心身障がい者医療費受給資格喪失届 | ○水道使用中止届 |
| ●重度心身障がい者医療費受給者住所等変更届 | ○水道使用開始届 |
| ●ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届 | ○犬の登録事項変更届 |
| ●ひとり親家庭等医療費受給者住所等変更届 | ●給与所得者異動届 |
| ●児童手当受給事由消滅届 | （●の手続きは電子署名が必要です） |

※「電子署名」が必要な手続きの場合

個人で利用するには、住民基本台帳カードと都道府県が発行する電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入が必要です。カードと電子証明書の取得は役場町民生活課で手続きを行うことができます。

法人で利用するには、法務省が発行する電子証明書の取得とICカードリーダーライタの購入が必要です。詳しいことは、会社を管轄する法務局にお問い合わせください。

ごみの分別と捨て方

リサイクルされるごみ（無料） 回収：週1回（資源ごみ保管庫は毎日）

カン



※洗ってから透明袋に入れてください

ビン



※キャップをはずし、洗ってから透明袋に入れてください

ペットボトル



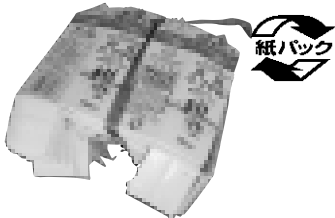
※キャップをはずし、洗ってから透明袋に入れてください

白色トレイ



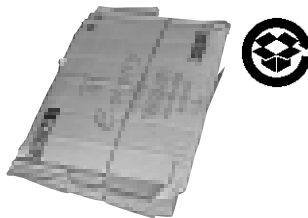
※洗ってから透明袋に入れてください

紙パック



※洗って切り開き、30枚ぐらいで束ねてしぼってください

段ボール



※5kgぐらいで束ねて、しっかりしぼってください

その他プラスチック



※汚れた物は洗ってから透明袋に入れてください
(汚れの取れないものは燃やすごみへ)

新聞・チラシ



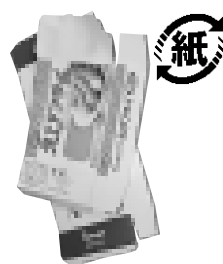
※5kgぐらいで束ねて、しっかりしぼってください

雑誌



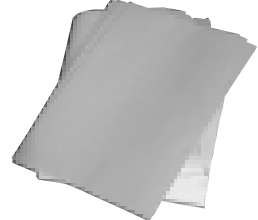
※5kgぐらいで束ねて、しっかりしぼってください

紙容器



※汚れを洗ってから透明袋に入れてください

ミックスペーパー



※下地の白い紙袋に入れてください

○粗大ごみの処理は収集事業者へ申し込んでください（有料）

粗大ごみの処理は、品目や大きさによって費用が異なります。詳しくは直接、収集事業者へお問い合わせください。

■回収：随時（申込み）

■収集事業者

㈱塚越産業 ☎44-2630

㈱中野産業 ☎58-2755

㈱牧野組 ☎58-2474



○ごみ分別に迷ったら

「ごみの品目別分類一覧表」をご覧ください。この冊子はすでに各戸へ配布していますが、町民生活課でも配布していますので、お問い合わせください。また、この冊子に掲載されていない品目で、分別の仕方が分からないときなども気軽にお問い合わせください。

■問合せ／町民生活課環境係 担当=佐藤 ☎44-2121



加工して利用されるごみ (有料)

回収：週2回
専用の袋を使用してください

※町内の堆肥センターで生産される堆肥の原料となります。

生ごみ

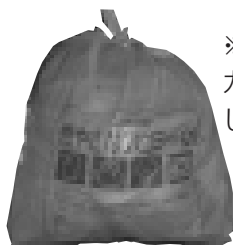


※しっかり水切りをしてください。貝殻、大型の骨などは燃えるごみへ

廃棄されるごみ (有料)

回収：
週1回 (燃えるごみ)
月2回 (燃やさないごみ)
専用の袋を使用してください

燃やさないごみ



※食品などのカスは洗い流してください

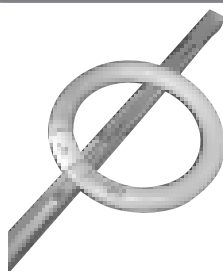
燃やすごみ



専門の処理が必要な ごみ (無料)

回収：月1回

有害ごみ (蛍光管、水銀温度計など)



※透明袋に入れてください

その他ごみ (乾電池など)



※透明袋に入れてください
(ニカド電池は電気店か役場の回収ボックスへ)

○ごみ処理のための料金

二セコ町は、平成14年10月1日から、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「生ごみ」の処理を有料化しています。

ごみ処理手数料は、次の表のとおりです。町指定の専用袋を購入していただくことにより、町に手数料が納入される方式となっています。

区分		燃やすごみ	燃やさないごみ	生ごみ
容量				
5ℓ	20枚入り			400円
10ℓ	20枚入り	800円	800円	600円
20ℓ	10枚入り	600円	600円	
30ℓ	10枚入り			600円
45ℓ	10枚入り	1,000円	1,000円	



役場の仕事、庁舎案内

開庁時間

土・日・祝祭日を除く平日
午前8時40分～午後5時15分

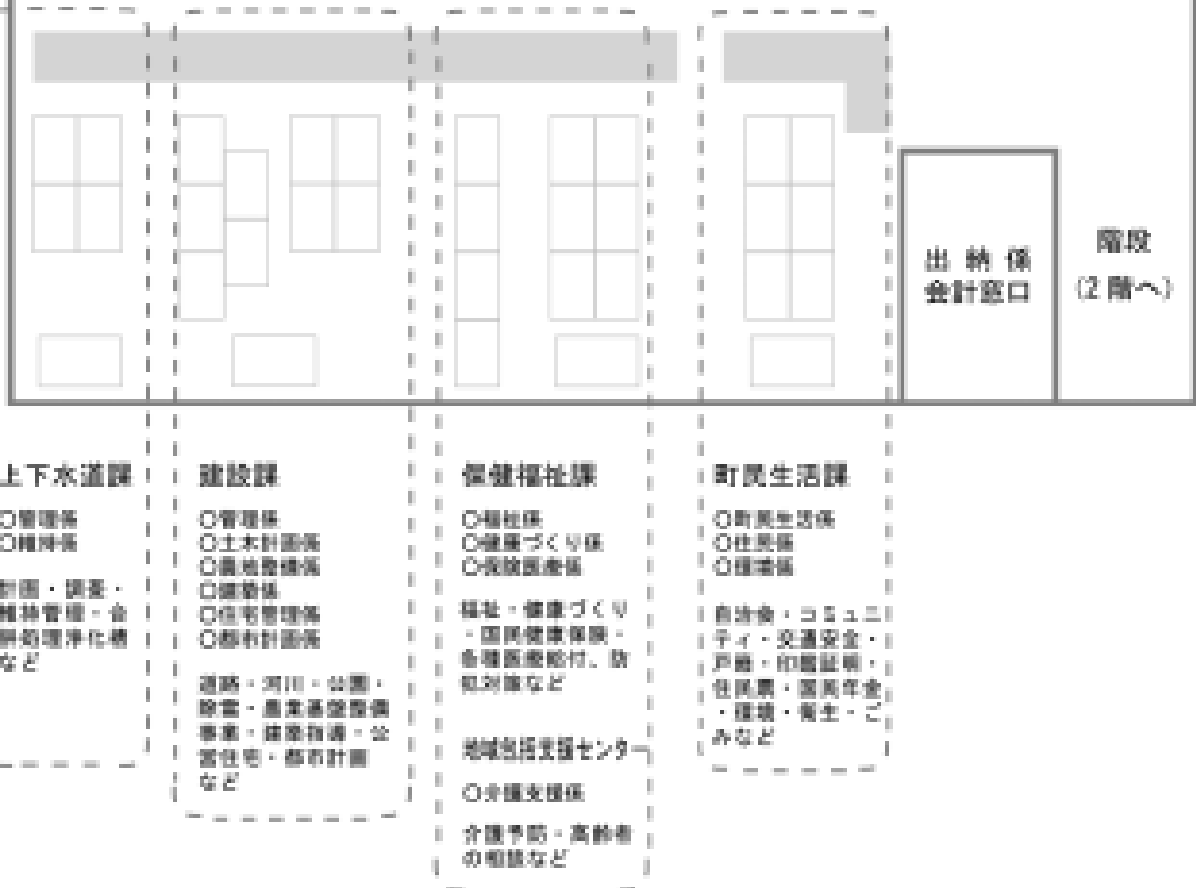
代表電話

☎0136-44-2121

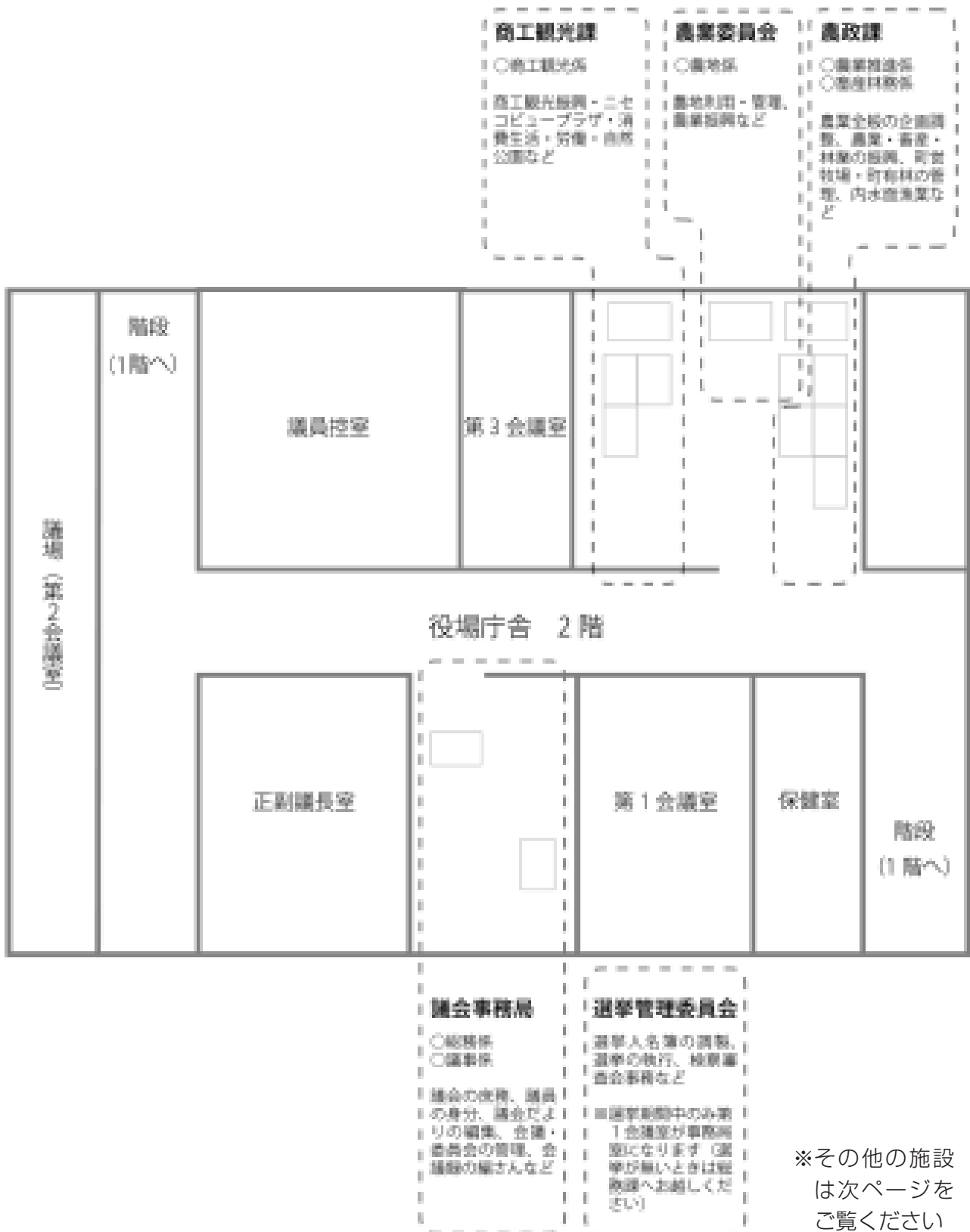


役場庁舎 1階

裏玄関



庁舎内での各課の配置と相当する仕事を紹介します。庁舎には総合案内はありませんが職員は誰でも対応しますので、わからないことがあるときは気軽におたずねください。



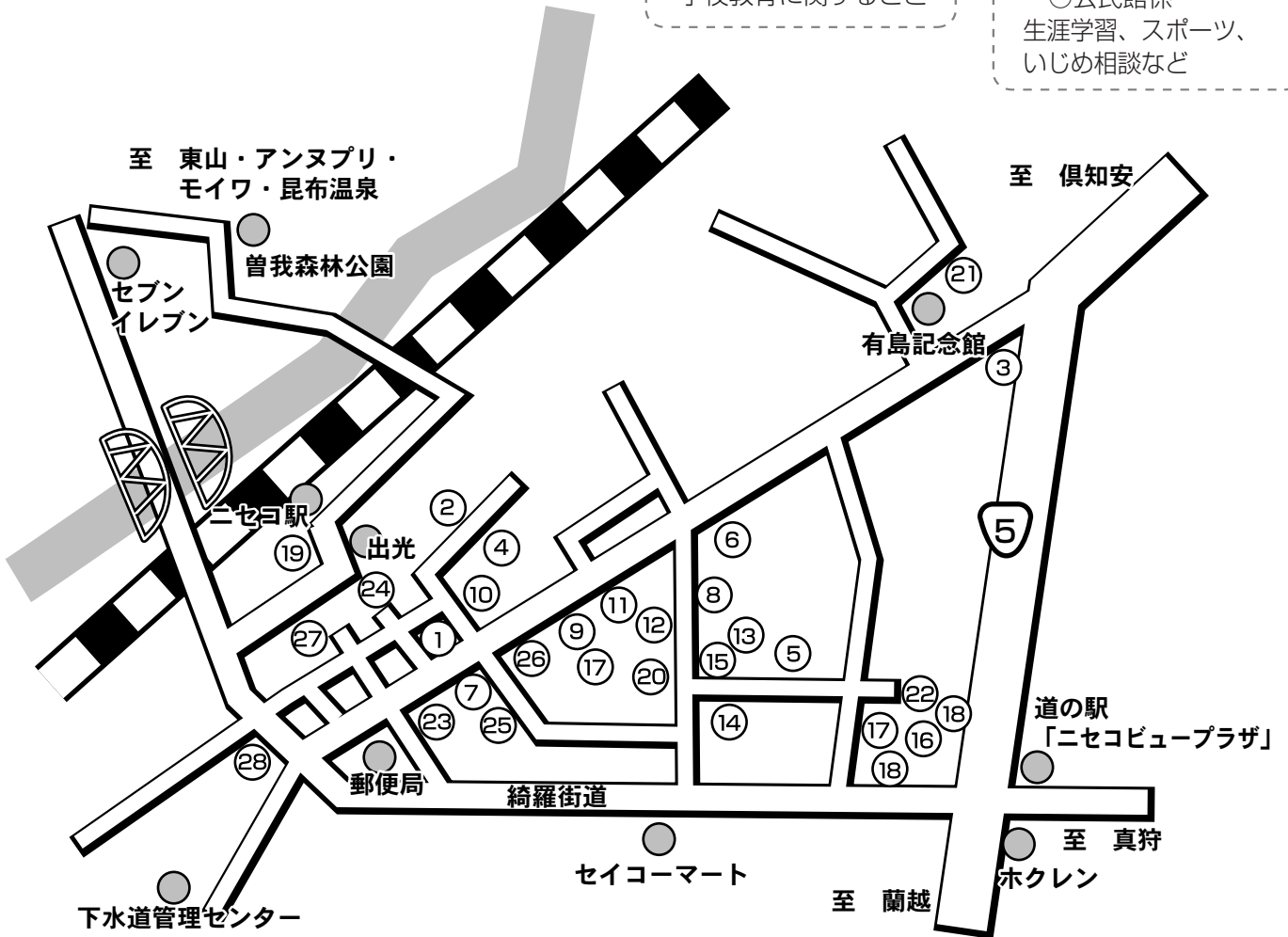
公共施設などの配置図（市街図）

(10 公民館)

- 学校教育課
- 総務係
- 学校教育係
- 学校教育に関すること

(11 ニセコ町総合体育館)

- 町民学習課
- 町民学習係
- スポーツ係
- 公民館係
- 生涯学習、スポーツ、いじめ相談など



公共施設

- 1 ニセコ町役場
- 2 ニセコ町幼児センター「きらっと」
- 3 デイサービスセンター

文化・教育施設

- 4 ニセコ小学校
- 5 ニセコ中学校
- 6 ニセコ高校
- 7 町民学習交流センター「あそぶっく」
- 8 学校給食センター

コミュニティ施設

- 9 ニセコ町民センター
- 10 ニセコ町公民館

スポーツ施設

- 11 ニセコ町総合体育館
- 12 テニスコート・ストリートバスケット
- 13 陸上競技場
- 14 町民グラウンド
- 15 水泳プール
- 16 野球場
- 17 ゲートボールコート
- 18 パークゴルフ場

観光施設

- 19 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」

公園・キャンプ場

- 20 農村公園（ちびっこ広場）
- 21 有島記念公園
- 22 運動公園

その他

- 23 ようてい農業協同組合ニセコ支署
- 24 ニセコ医院
- 25 倶知安警察署ニセコ駐在所
- 26 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署
- 27 ニセコ商工会
- 28 北海信用金庫ニセコ支店

発刊にあたり

町民のみなさんをはじめ、ニセコ町に関わる多くのみなさんには、日頃からニセコ町のまちづくりにご支援、ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本年度も、ニセコ町まちづくり基本条例第41条の規定に基づき、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」をお届けしました。

本来、町の予算は町民のみなさんのものであり、行政には毎年度の予算をみなさんにわかりやすく説明する責任があります。そこでこの冊子は、法律で定める通常の予算書では伝えきれない予算の具体的な内容を、町民のみなさんにわかりやすくお知らせするために毎年作成しています。

今年の作成にあたっては、内容のわかりやすさはもとより、町民のみなさんが町のお金の使い方についてもっと関心を持っていただけるよう心がけて作成しました。しかしながら、まだ改善すべき点が多いのも事実です。「この部分がわかりにくい」「ここはもっと詳しく説明してほしい」などお気づきのことがありましたら、遠慮なくご意見をお寄せください。

この予算説明書の作成は、町民のみなさんが持つ「町の情報を知ることのできる権利」を明確し、将来にわたって保障されていることを示すほんの一例です。この予算説明書を通じて、みなさんがニセコのまちづくりについて、さらに理解を深めていただけることを願っています。そして町民のみなさんが、町の目標である「暮らしやすさが実感できる、元気とやすらぎのあるまちづくり」を自ら実践していただくことができれば幸いです。

平成20年4月

ニセコ町長 佐藤 隆一

「ニセコ町まちづくり基本条例」より

(第3条 情報への権利)

わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(第41条 予算編成)

町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。